

令和4年10月号



市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將

〒381-1221
長野市松代町東条 3116-3
電話:026-278-3555 FAX:026-278-3540
e-mail:ima@ichiba-sr.com URL:www.ichiba-sr.com

10月から始まる社会保険適用拡大への対応はお済みですか？

◆従業員数 101 人以上の会社のパート・アルバイトが厚生年金・健康保険の加入対象に

加入対象は、(1)週所定労働時間 20 時間以上、(2)月額賃金 8.8 万円以上、(3)2 カ月超雇用見込みがある、(4)学生ではない、の 4 つに該当する従業員ですが、手取り収入への影響から、働き方を変える人が出てくると考えられます。例えば、加入希望の人がシフトを増やして手取り減を回避したいと言ったり、扶養を外れたくない人がシフトを減らしたいと言ったりするかもしれません。

会社の保険料負担や発生する手続きも気になりますが、従業員が働き方を変えるとシフト編成等に影響が生じる可能性もあります。従業員へのヒアリング等を行い、支障が出ないように準備しましょう。

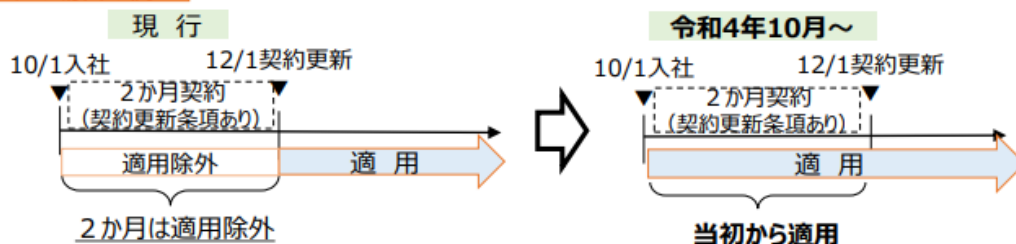
◆短期パートの適用漏れに注意

上記要件のうち、(3)は当初契約の雇用期間が2 カ月以内でも、契約更新等されると、当初から社会保険に加入となります。これまでの「1 年超」との要件が撤廃されるため、特に適用漏れに注意が必要です。

【雇用期間が2か月以内であっても適用される場合】

- ア 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- イ 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

アの場合の例



年金事務所による調査で適用漏れは厳しくチェックされ、万が一があると保険料の遡及払いが発生し、従業員負担分も含めていったん会社が立て替えざるを得なくなったりします。適正に手続きがされているか、チェックしておくといでしょう。

◆雇用保険料率も10月から引上げ

従業員数100人未満の会社も、雇用保険料率の引上げによる影響があります。一般の事業で事業主分が1,000分の6.5から8.5に、労働者分が1,000分の3から1,000分の5に引き上げられます。

特に労働者分は平成29年度以降据え置かれていたため、若い従業員には率が変わるものと認識していない人もいるかもしれません。10月分の給与明細と一緒に、保険料率の変更を案内してあげるといでしょう。

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

厚生労働省 資料より

【日本年金機構「令和4年10月から短時間労働者の適用拡大・育休免除の見直し等が行われます」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0729.html>

【厚生労働省「令和4年度雇用保険料率のご案内」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf>

賃金不払残業と解消のための取組事例

～厚生労働省「監督指導による賃金不払残業の是正結果(令和3年度)」より

◆企業の賃金不払い

賃金の不払いは、労働者の生活に直結する大きい問題であることから、最も労働基準監督署(労基署)に相談が寄せられやすいものの一つです。「残業時間に対して給与が支払われない」という情報をもとに、労基署から企業に監督指導が実施されるケースは多く、不適切な管理をしている企業は、このよう

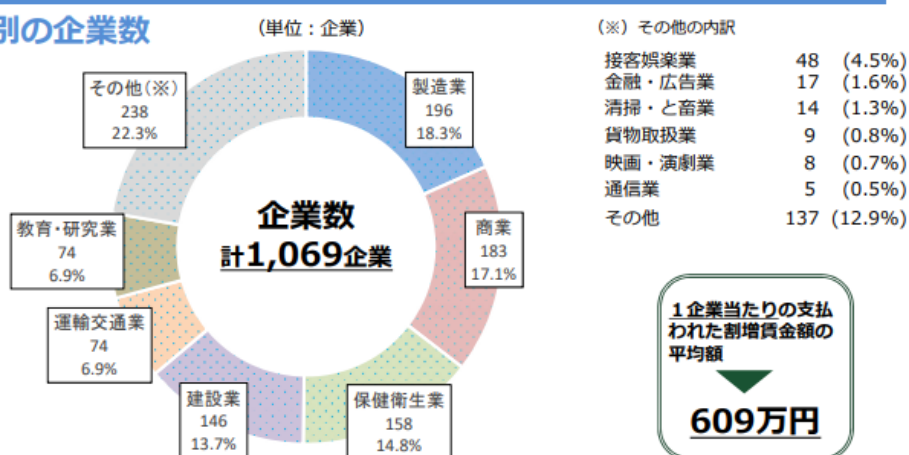
な監督指導によって対応を迫られることになります。

◆ 1企業当たりの遡及支払の平均額は609万円

厚生労働省は、労基署の監督指導により、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）に不払いとなっていた割増賃金が支払われたもののうち、支払額が1企業で合計100万円以上である事案をまとめて公表しています。それによれば、1,069企業（前年度比7企業の増）が100万円以上の割増賃金を遡及支払しています。また、1企業当たりの支払われた割増賃金額の平均額は609万円、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは115企業となっています。

100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（令和3年度分）

① 業種別の企業数



厚生労働省 調査結果より

◆ 賃金不払残業の解消のための取組事例

本取りまとめでは、あわせて賃金不払残業解消のための取組事例も紹介しており、以下のようなものが挙がっています。

- ◎各施設の管理者を対象とした労働時間の適正な管理に関する研修会を実施。
- ◎適正な労働時間管理に関することを人事評価の項目として新しく設けることや管理者が労働者に労働時間を正しく記録することについて継続的に指導を実施。
- ◎管理者が月に2回パソコンの使用記録と勤怠記録の確認を行い、2つの記録に乖離がある場合については、労働者に乖離の理由を確認。

残業時間を過少申告する風潮があることが原因となっている企業は少ないようです。改めて自社の実態を点検してみてもいいかもしれません。

【厚生労働省「監督指導による賃金不払残業の是正結果（令和3年度）」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27591.html

□□□今月のことば □□□

ドリフは常に大衆とともにあった。そのコントはマンネリと言われ、シュールな笑いもなければ、高度な社会風刺もない。だが、彼らは少数の理解者ではなく、大多数の大衆と向き合ってきたのだ。次の志村の言葉がドリフの笑いの本質だろう。

〈人間、つらいことがあっても、笑っていれば、瞬間、そのつらさを忘れることができるじゃないですか。たとえ一瞬でも……。そういう笑いをつくれれば、僕は十分なんだよね。人に夢を与えようとか、エラそうなことは思わない。レベルが低いと言われようとも、夢をもてないような人たちにも笑ってもらい、つらさを一瞬でも忘れてもらえば「上等だ」と。〉

これぞドリフであり、これぞ喜劇王志村けんである。

『ドリフターズとその時代』

著 笹山 敬輔



❁❁❁事務所よりひとこと❁❁❁



つい先日長年使っていた爪切りをメンテナンスに出しました。ニッパー型の爪切りで新潟三条に会社があります。切れ味が落ちてきたので調べてみたら、刃研ぎ、ばね交換し調整し直して返してくれるそうです。もちろん送料やメンテナンス料は掛かりますが、使い捨てが多い中このような対応をしてもらえるなら使い続けようと思いを願いました。

一方、身の回りで急に変わってしまったのはお店での決済方法です。電子マネーを使えるようになり小銭を探すこともなく便利だなんて思って使っています。最近では、某コンビニがアバター従業員を導入するとニュースになっていました。在宅ワークで分身の「アバター」を使ってレジ業務ができるようですが、将来はレジも不要になってしまうのでしょうか。

他に旅行や色々な集まりも仮想空間で行えるとの事。でもそういうイベントはやっぱり実際に出かけて楽しむ方がいいなと思ってしまいます。気兼ねなく観光に行けるようになりたいと思うこの頃です。(宮坂)

【お知らせ👉(再掲)】 ~ご不明な点は当事務所までお問い合わせください~

- ◆最低賃金額…令和4年10月1日(予定)より908円/時間に改正
- ◆社会保険料…算定基礎届により、被保険者の新しい標準報酬月額が決定となりました。
10月支払いの給与より(当月控除の場合は9月支払いの給与より)、
社会保険料の変更をお願いいたします。
- ◆育児・介護休業法…10月1日改正
就業規則・労使協定の見直しをお願いいたします。